

原議保存期間	3年(平成31年3月31日まで)
有効期間	一種(平成31年3月31日まで)

警視庁生活安全部長
各道府県警察本部長
(参考送付先)

警察庁丁生企発第803号
平成27年12月18日
警察庁生活安全局生活安全企画課長

警察大学校生活安全教養部長
各管区警察局広域調整担当部長
各管区警察局情報通信部長
各警察情報通信部長
各府県(方面)情報通信部長

防災行政無線を活用した地域住民等に対する防犯情報の提供の推進について
(通達)

地域住民、事業者、関係機関、自治体等(以下「地域住民等」という。)に対する防犯情報の提供については、「地域住民等に対する防犯情報の提供の推進について(通達)」(平成26年2月27日付け警察庁丁生企発第101号ほか)及び「連続発生のおそれのある重要凶悪事件への対応の強化等について(通達)」(平成27年10月29日付け警察庁丙捜一発第15号ほか)等により、各種広報媒体を活用して推進しているところであるが、中でも防災行政無線は、より早く、正確に、一斉に住民に情報を伝達できる手段であることから、各都道府県警察においては、下記の点に留意し、防災行政無線を活用した防犯情報の提供を推進されたい。

記

1 防災行政無線による防犯情報の提供

自治体の防災行政無線は、自治体が主に防災情報を収集し、また、住民に対して防災情報を提供するために整備しているネットワークであるが、自治体が防犯活動のために防災行政無線を活用することについて、総務省からは、「無線局免許人である市町村が、免許状記載の通信事項「防災行政事務に関する事項」のうち、地方行政に関する業務として「盗難・防犯の警戒」等の情報提供をするために防災行政無線(同報系)(注)を運用することは差し支えない。」旨の回答を得ている。

注. 防災行政無線(同報系)とは、屋外拡声器や戸別受信機を介して、市町村役場から住民等に対して直接・同時に防災情報や行政情報を伝えるシステムである。

2 防災行政無線活用上の留意事項

(1) 防災行政無線活用に関する自治体への積極的な働き掛けの実施

防犯情報の提供に当たり、防災行政無線が活用されていない自治体、また、防災行政無線が活用されていても情報発信可能事項が限定されている自治体に対しては、上記1の趣旨を説明の上、警察が必要と判断する防犯情報の提供が可能となるよう積極的な働き掛けを行うこと。また、事案によっては、夜間や休日でも地域住民等に早急に防犯情報を提供する必要があることから、曜日、時間を問わず緊急な対応ができるよう自治体窓口の一本化について働き掛けを行うこと。

なお、自治体との協議により、警察署に通信設備を設置し、直接警察において防災行政無線による防犯情報を提供している事例もあることから、その設置促進にも配慮すること。その際、電波法令の規定により、警察と市町村の間において、契約関係が必要となること等から留意されたい。

(2) 防災行政無線の活用等に関する規程、覚書等の整備

自治体窓口担当者の異動等により防災行政無線の活用に支障が生じることがないように、情報発信可能事項、連絡窓口、活用時の手続等を定めた規程又は覚書等の整備に努めること。

(3) きめ細かで丁寧な情報の発信等

ア 情報発信に当たって、形式的かつ単純な情報発信をした場合、地域住民等が過剰に反応したり、行政機関や学校等が必要以上の対応を執るおそれがあることから、警察本部において警察署と行政機関等との連携状況について把握するとともに、このようなことが起きないように配慮しつつ、きめ細かで丁寧な情報発信に努めること。

イ 地域によっては、防災行政無線の音声聞き取りにくい場所等があり、自治体への苦情や問合せがなされることもあることから、防災行政無線による情報提供に当たっては、併せてマスメディアへの情報提供のほか、インターネット活用による情報発信等多様な広報媒体による情報発信に配慮すること。また、防災行政無線による情報提供を行った場合には、地域住民や自治体等における反響の把握に努め、事後の情報提供にいかすこと。